

# 平 戸 市 監 査 公 表 第 1 6 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 3 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

## 第 1 監査の対象 福祉課

## 第 2 監査の期間 令和 2 年 11 月 10 日（火）、11 日（水）、12 日（木）

## 第 3 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

### 2 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

## 第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

### 1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

### 2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。

(3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

(4) 契約の方法及び内容は適正か。

### 3 庶務関係事務

(1) 公印の管理状況

(2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

(3) 文書の処理、整理保存状況

### 4 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

### 【指摘事項】

#### 1 契約事務について

予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例（50万円を超える委託契約等）が見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

### 【指導事項】

#### 1 関係例規の整備について

下記の例規については、条文及び様式において誤字脱字等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。

- ・平戸市障害者短期入所事業実施要綱
- ・平戸市障害者移動支援事業実施要綱
- ・平戸市長崎心理療育キャンプ事業運営補助金交付要綱
- ・平戸市障害者相談員要綱

### 【意見】

#### 1 平戸市療育支援センターについて

平戸市療育支援センター「あったかさん21」では、玄関フロア南側にあるガラス戸に面した中庭の排水が悪いために滞留した雨水がフロア内に浸水しているとのことである。施設を利用する児童等が滑って転倒する恐れがあるので指定管理

者と協議のうえ防水工事等の対策を講じられたい。

## 2 平戸市社会福祉センター運営補助金について

平戸市社会福祉センター運営補助金交付要綱では、平戸市社会福祉協議会に対して施設の維持管理、修繕に要する経費を補助対象とし、全額補助と半額補助が行われている。

うち、委託料については、原則として基本設備の検査料等が補助対象となっているが、合併処理槽維持管理料・清掃料、受水槽清掃料、施設警備料を全額補助としている。

当施設は市が無料で使用する一方、収益事業としての介護事業における利用者も多いことから、補助割合について再検討されたい。

## 3 平戸市福祉保健センター管理運営事業について

平戸市福祉保健センターの使用については、平戸市社会福祉協議会に対し、平戸市公有財産管理規則に基づく許可に加えて、別途、同センター施設使用契約書を締結しているが、契約を締結するまでもなく、使用許可書の中の使用条件に付記することで対応できると思われる。

平戸市福祉保健センター条例及び同条例施行規則において、同施設の利用許可ができるよう規定されているが、同施設の利用室名が規定されていないので、必要に応じ明記されることを検討されたい。

また、同条例施行規則には利用許可申請書の様式の規定はあるが、利用許可書の様式がないので対応されたい。

## 第6 むすび

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村長は、高齢者や障害者等の災害発生時の避難にあたり、特に配慮を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられている。

本市では、すでに平成24年度から要援護者ネットワークシステムにより名簿の管理がなされていたが、これまで、データの蓄積に重点が置かれ、地域における情報の活用については不十分であったと思われる。

しかし、令和2年度には同システムが避難行動要支援管理システムとして更新されており、同法においても地域の自主防災組織その他の関係者に対し、情報漏えいの防止の措置を講じたうえで要支援者情報が提供できることから、これまで以上にこのシステムを有効活用することができるものと思われる。

ひらどふれあい福祉事業補助金について、同補助金交付要綱第4条第2項において同一団体に対し3回を限度とするとして、8年後に4回目の申請を却下した事案があった。再申請期間の設定など補助金の趣旨に反しない範囲で柔軟に対処できないものかと思われた。平成29年度から令和2年度までの同補助金の申請件数は、毎年度1件または2件と少なく、同補助金の趣旨である福祉活動の促進、保健福祉

の増進を図るためにも事業を推進する団体の活性化を支援することが望まれる。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの</li><li>・予算を目的外に支出していると認められるもの</li><li>・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの</li><li>・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの</li><li>・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの</li></ul>
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの